

(津山商業開発(株)及び津山中央開発(株)に対する貸付金の回収)

津山商業開発(株)及び津山中央開発(株)については、破産が確定していることから、破産配当金として中央街区組合側が收受した七千四百万円と二千四百万円、合計九千八百万円を熊谷組へ支払い、残りの債権については熊谷組が回収不能額として処理することになるものです。

(個人貸付金の回収)

役員等に対する個人貸付金については、中間報告で報告しているとおり、十三人の貸付け三億四千万円行われておりましたが、三人が全額弁済して、十人分が残っています。

十人分の平成十八年二月現在の残額は、約一億七千六百万円であることが、特別委員会の調査で明らかになつております。貸付金を受けている権利者及び法人は、①旧大黒屋、②ことぶきや、③トダ、④プロデュース、⑤楠葉局、⑥金楊堂、⑦カワト、⑧創新1、⑨創新2、⑩ちぐさや、です。このうち、プロデュースは、

特別委員会による調査がなされるまでに、全額返済されております。また、金楊堂については、特別委員会の事情聴取後に、手形により全額返済が行われたとの報告を受けております。

また、回収の詳細な状況として②ことぶきや、③トダ、⑤楠葉局、⑧創新1、⑨創新2の五名分については、アルネの底地等を処分し、一部過怠金等の免除を受けて、平成十九年三月二十日までに決済を完了することが、坂和弁護士からの資料で明らかになつております。また、

旧(株)大黒屋については、債権は約三億円で、NRPへ譲渡されると言われていますが、旧(株)大黒屋の破産のためなどで、

実質的には約六千二百万円の見通しです。また、ちぐさや分については、三千九百万円を借り受け、一部返済をし、約二千

万円

十人分の平成十八年二月現在の残額は、約一億七千六百万円であることが、特別委員会の調査で明らかになつております。貸付金を受けている権利者及び法人は、

①旧大黒屋、②ことぶきや、③トダ、④

プロデュース、⑤楠葉局、⑥金楊堂、⑦

カワト、⑧創新1、⑨創新2、⑩ちぐさ

や、です。このうち、プロデュースは、

万円がNRPへ債権譲渡されます。

(組合による債権放棄等)

今回の特定調停によつて、中央街区組合の債権、債務が整理されておりますが、

この中に、中央街区組合自らが放棄した債権の存在が、特定調停に関する資料の提供によつて、明らかになつております。

中央街区組合が、整理しなくてはならない債権の内訳としては、(株)木乃久関係の約二千三百万円、出口グループの約二

千六百万円です。

なお、特別委員会では、中央街区組合によるこのようないくつかの判断が行われたのは、法の壁により、やむを得ないものだと判断しておりますが、心情的には、不条理な結果に強い怒りを覚えると申し上げておきたいと思います。